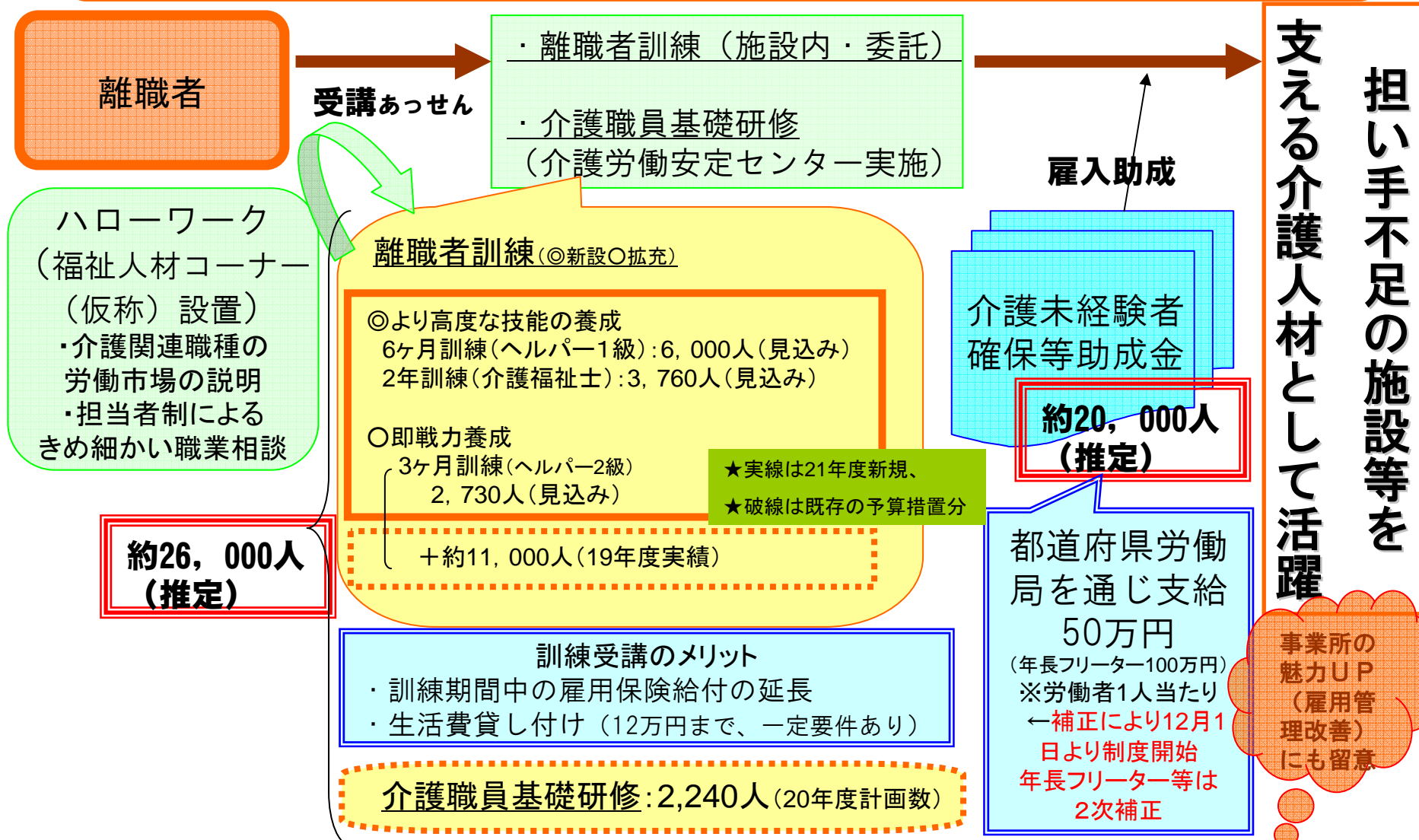


# 他産業からの離職者を介護人材として養成

ハローワークを通じた求職者対策を糸口として、受講斡旋に基づく職業訓練、都道府県労働局支給の雇入れ助成等関係の政策資源を総動員し、他産業からの離職者ができるだけスムーズに人材不足の介護業界（施設等）で活躍できる道を開く。



# 離職者訓練の拡充

離職を余儀なくされた派遣労働者等、失業者の増加に備え、離職者訓練の定員を大幅に拡充  
(民間教育訓練機関等への委託訓練の拡充により、**緊急に3.5万人分を増**)

(平成21年度離職者訓練定員全体: 約19万人 (※ 対20年度当初比 約4万人増))

## 1. 安定雇用に向けた長期訓練の実施(17,500人)

求人ニーズがあり、今後雇用の受け皿として期待できる分野での安定雇用を実現するため、必要な知識・技能を身につけるための長期間の訓練を実施する

・介護分野 **9,760人**(6か月及び2年訓練) (※ 従来の3か月訓練ではホームヘルパー2級の資格取得止まり)

6か月訓練 ホームヘルパー1級養成コース**6,000人**

2年訓練 介護福祉士養成コース**3,760人**

・IT関連 **5,240人**(6か月訓練) (※ 従来の3か月訓練ではエクセル・ワードの基本的操作の習得止まり)

6か月訓練 Java等プログラミング系資格取得

・その他 **2,500人**(6か月訓練)

## 2. 3か月訓練定員の拡充(17,500人)

有効求職者の増加等により、職業訓練の需要が増大すると見込まれることから、既存の3か月訓練についても拡充を図る。

(例: ホームヘルパー2級養成コース)

# 教育訓練給付制度

## 1. 概要

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図るため、労働者が自ら費用を負担して、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一定割合に相当する額を支給する雇用保険の給付制度です。

## 2. 対象者

雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった方（支給要件期間が3年以上の者。ただし、初回に限り、1年以上の方。）。

## 3. 給付額

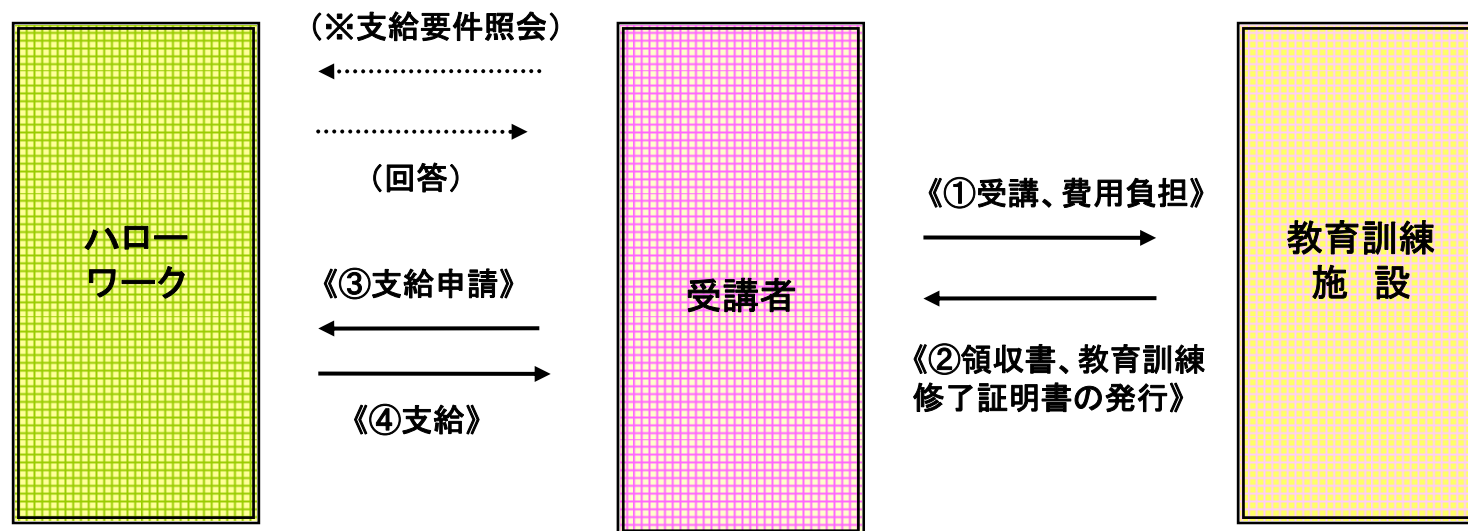
受講生本人が支払った教育訓練経費の20%に相当する額（ただし、10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。）。

## 4. 対象となる講座について

教育訓練給付制度では、情報処理技術者資格、簿記検定、訪問介護員、社会保険労務士資格などをめざす講座など、働く人の職業能力アップを支援する多彩な講座が指定されています。

厚生労働大臣が指定する講座については、『厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧』にまとめられており、お近くのハローワークで閲覧できるほか、中央職業能力開発協会ホームページ「[厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム](#)」でもご覧になれます。

## 支給申請から支給までの流れ



※支給要件照会・・・教育訓練給付金の受給資格の有無及び受講を希望する講座が厚生労働大臣の指定を受けているかどうか、希望に応じて、照会することができます。

### 5. 講座の指定申請について

教育訓練給付制度において厚生労働大臣が指定する教育訓練講座は、教育訓練を実施する者が指定を希望する教育訓練講座にかかる「[教育訓練実施状況調査票](#)」等の必要書類を提出した場合であって、その内容が「[教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練の指定基準](#)」(pdfファイル)に合致することが確認されるものです。詳しくは、「[教育訓練給付制度の講座指定等に関するQ&A](#)」をご覧ください。

## 教育訓練給付の対象講座について

平成20年10月1日現在

- 全対象講座数 5,236講座
- うち社会福祉・保健衛生関係 829講座  
(ホームヘルパー、社会福祉士、管理栄養士等)

※職業能力開発局育成支援課調べ